

## よくある質問にお答えします マイナンバーQ & A

1月1日より、マイナンバー制度が施行され運用が開始されました。  
今回は、制度に関連して市役所に寄せられるよくある質問についてお答えします。

**Q** マイナンバーって何？

**A** 国民一人一人が持つ12桁の番号のことを言います。

正しく知って  
正しく利用しましょう



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

**Q** マイナンバーはこれから生まれる赤ちゃんにもあるの？

**A** はい。出生届を提出し、住民票が作成された時に決定します。

**Q** マイナンバーの数字は、希望すれば好きな番号にすることができるの？

**A** できません。原則として変更も不可です。ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられる恐れがある場合は、本人の申請または市町村長の職権により変更することができます。

**Q** 「通知カード」と「個人番号カード」の違いは？

**A** 「通知カード」には顔写真がなく、本人確認の手続きには使えません。「個人番号カード」には、ICチップが搭載され顔写真も掲載されるため、公的身分証明書として利用できます。

**Q** 個人番号カードは必ず取得しなければいけないの？

**A** 個人番号カードは、希望する方からの申請により市町村長が交付します。カードの取得は義務ではありません。しかしながら、個人番号カードは、各種手続きにおけるマイナンバーの確認および本人確認の手段として用いられるなど、国民生活の利便性の向上に役立つものですので、できるだけ多くの皆さんに取得していただきたいです。

**Q** 個人番号カードに有効期限はあるの？

**A** あります。20歳以上の方は10回目の誕生日までが有効期限となっています。20歳未満の方は、5回目の誕生日までを有効期限とします。

そのほか不明な点や詳細につきましては、下記のサイトまたは専用フリーダイヤルでご確認ください。

▷ 政府広報オンライン、社会保障・税番号(マイナンバー)特集サイト

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>

▷ マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178 (平日…午前9時30分～午後10時、土・日曜日、祝日…午前9時30分～午後5時30分)

### ご注意ください

マイナンバーの通知や利用手続きなどで、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況などを聞くことはありません。不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。  
万が一金銭を要求されても決して支払わないでください。

少しでも不安を感じたら下記相談窓口まで問い合わせください。

**問** 消費生活相談窓口…秘書広報課広報広聴係 (内線186)



**問** 総合政策課 (内線212)